

【令和6年能登半島地震に関する重要なお知らせ（令和6年1月4日）】

「令和6年能登半島地震」に係る特殊車両通行許可事務の取扱いについては、当面の間、特殊車両の通行が、被災地域（※）の早期復旧や物流確保等の観点から、令和6年能登半島地震による被災地域への又は被災地域からの貨物の運搬等である場合には、別添の様式を申請書に添付の上、申請先の事務所に電話等でご連絡頂いた申請について、最優先で処理を行うこととします。なお、オンラインで申請される場合は、「申請書入力方法選択画面」で「災害時優先処理を希望する」ボタンをチェックのうえ申請書の作成をお願いします。

ただし、災害復旧対応等のため迅速な事務処理ができない可能性がありますので、ご理解をお願いします。

（※）被災地域：災害救助法適用市町村

[参照]内閣府 防災情報のページ 「災害救助法の適用状況」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※ なお、関東地方整備局へのオンライン申請につきましては、システムの関係上、申請後に対応する事務所が確定した旨の連絡がメールでされますので、当該事務所に電話等でご連絡頂きますようお願いいたします。

<申請の際の留意点>

●申請内容について

現在、被災地の一部地域においては道路の損傷が発生し大型車両の通行が不可能であったり、現地道路管理者による通行の可否の確認（個別審査）に時間を要する可能性があります。

このため、当該地域を特殊車両で通行しようとする方におかれましては、貨物の減載、小型の車両による輸送への切り替え、道路情報便覧未収録道路を経路に選択しない等により、可能な限り当該地域の道路において「個別審査」が生じないように、ご協力をお願い致します。

「個別審査」の有無は「簡易算定」により確認することができます。

●許可証について

当該地域の道路は逐次状況が変化しており、許可条件にかかわらず、実際の通行が「制限」「禁止」または「不可能」となる場合がありますので、実際の通行に際しては現地の交通規制等に従ってください。

なお、あらかじめ迂回路が定められている場合は、迂回路を経路とした申請を行っていただきますようお願いいたします。

災害時優先処理を希望するオンライン申請 について

1. 災害時優先処理希望申請の作成
2. 災害時優先処理希望申請の提出
3. 災害時優先処理希望申請の申請書様式

1. 災害時優先処理希望申請の作成

○災害時優先処理希望申請をオンラインで作成場合は、「災害時優先処理を希望する」にチェックを入れてください。

■優先処理を希望する場合の操作(申請書入力方法選択画面)

申請書入力方法選択

申請書の入力方法を選択して下さい。

FD読み込み
 申請書入力

往復申請で復路は積載貨物なしの場合、以下のチェックボックスをチェックしてください。

往路(積載貨物あり)かつ復路(積載貨物なし)を申請する

災害時優先処理を希望する場合、以下のチェックボックスをチェックしてください。
(現在は ●●●●● の申請を受け付けています)

災害時優先処理を希望する

※災害時優先処理とは、災害復旧や復興に係る特殊車両の通行を優先的に審査する制度です。
他の申請に優先して審査し、早期に許可発行します。
(災害用車両であることを証明する書類を提出していただく可能性があります)

選択 | リセット | 前画面へ戻る

災害時優先処理受付時は、
上記のメッセージが表示されます。

災害時優先処理を希望する場合は、
このチェックボックスをチェックしてください

2. 災害時優先処理希望申請の提出

○災害時優先処理希望申請をオンラインで提出する場合は、別添様式を添付してください

■優先処理を希望する場合の操作(申請手続き選択画面⇒添付資料の指定画面)

別添様式

令和6年能登半島地震による被災地域への貨物の
運搬等に係る申請について

今回の特殊車両の通行は、以下の令和6年能登半島地震による被災地域への又は被災地域からの貨物の運搬等である。

<被災地域>

〇〇県△△市

申請者名
〇〇株式会社〇〇支店
代表者名 〇〇 〇〇

※<被災地域>には、（内閣府 防災情報のページ）を参照の上、記載のある市区町村を指定すること。

別添様式を記入しPDF形式で保存してください

※提出後は提出先事務所への電話連絡をお願いします

特殊車両オンライン申請システム
— 申請手続き選択画面 —

<申請手続の開始>

提出する申請の申請番号は以下の通りです。
0019813403

差し戻された申請の内容を訂正して再提出する場合は、以下のチェックボックスをチェックして、訂正対象となる差し戻された申請の到達確認シートを指定してください。

差し戻された申請の内容を訂正して再提出する 参照...

「自動車検査証の写し」「一般旅客自動車運送事業の運転免許証の写し」「分割不可能な単体物であることがわかる資料」を提出する一部車両または窓口より車検証提出の指示があった場合は、チェックボックスにチェックを入れてください。一部車両とは、一般制限値を超えない車両を指します。詳細については「説明」ボタンより確認してください。 説明

「次へ」ボタン押下後、指定したファイルの形式審査を実行します。

<戻る 次へ> 申請者メニューへ戻る

オンライン提出時に、別添様式を提出してください。
(車検証等も添付する場合は、追加で添付できます)

特殊車両オンライン申請システム
— 添付資料の指定 — 特殊車両通行許可申請

<添付資料の指定>

申請データ: 3001273_0019813403

訂正対象の申請番号:
別送用送付票:

本申請の申請先道路管理者は以下のよう
関東地方整備局長
本申請の申請窓口は以下のようになってい
関東地方整備局
※関東地方整備局本局以外の直轄国道事務所が審査窓口
その場合は案内メールを配信します。

申請に必要な書類について

「自動車検査証の写し」「一般旅客自動車運送事業の免許証の写し」「分割不可能な単体物であることがわかる資料」
 申請窓口にて郵送・FAXまたは持参する。

<戻る 次へ> 申請者メニューへ戻る

3. 災害時優先処理希望申請の申請書様式

○災害時優先処理希望申請では、申請書(様式第一)の左肩に「災害審査用」と記載されます。

■ 申請書への記載

他の申請と区別するため、申請書に「(災害審査用)」が記載されます

様式第一 (災害審査用)

受付番号

特殊車両通行 許可 申請書 (新規) 認定		令和1年11月1日	
道路管理者 関東地方整備局長 殿			
通行開始年月日	令和2年1月1日	〒330-0081	
通行終了年月日	令和3年12月31日	住所	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1
		会社名・氏名	特車検証 印
車種区分	海上コンテナ(9'6)	代表者名	特車太郎 TEL 03-3668-0451
		担当者名	特車花子 TEL 03-3668-4779
車両番号等	車名及び型式	事業区分	その他A

令和6年能登半島地震による被災地域への貨物の
運搬等に係る申請について

今回の特殊車両の通行は、以下の令和6年能登半島地震による被災地域への又は被災地域からの貨物の運搬等である。

<被災地域>

県 市

申請者名

※<被災地域>には、「災害救助法の適用状況」（内閣府 防災情報のページ）を参照の上、記載のある市区町村名を記載すること。